

承認工事施行通知書

様

大府市水道事業
大府市長 印

年 月 日付けにて申請のあった工事については、次の条件を付けて施行を承認します。

1. 工事は、大府市給水工事施行要領及び承認工事仕様書に準じて施行すること。
2. 施行方法等については、事前に担当課と打合せすること。
3. 材料は、担当課の承認を受けたものを使用すること。
4. 完了検査に必要な工事写真は、工事写真の手引に準じて撮影すること。
5. 既設管 管 口径 mm から新設管 管 口径 mm の連絡箇所は、施工業者が責任を持って他の既設埋設物を調査し、破損事故の無いよう関係機関の立会い等により位置を確認し、工事担当者指定通知書に基づく担当課職員立会いのもとで細心の注意を払って施行にあたること。
6. 当該工事において設置する水道メータは、検査済証を添付して担当課に申請し、所定の手続をとり設置すること。
7. 当該工事において布設する配水管施設は、完了検査合格後、無償で市に寄附すること。